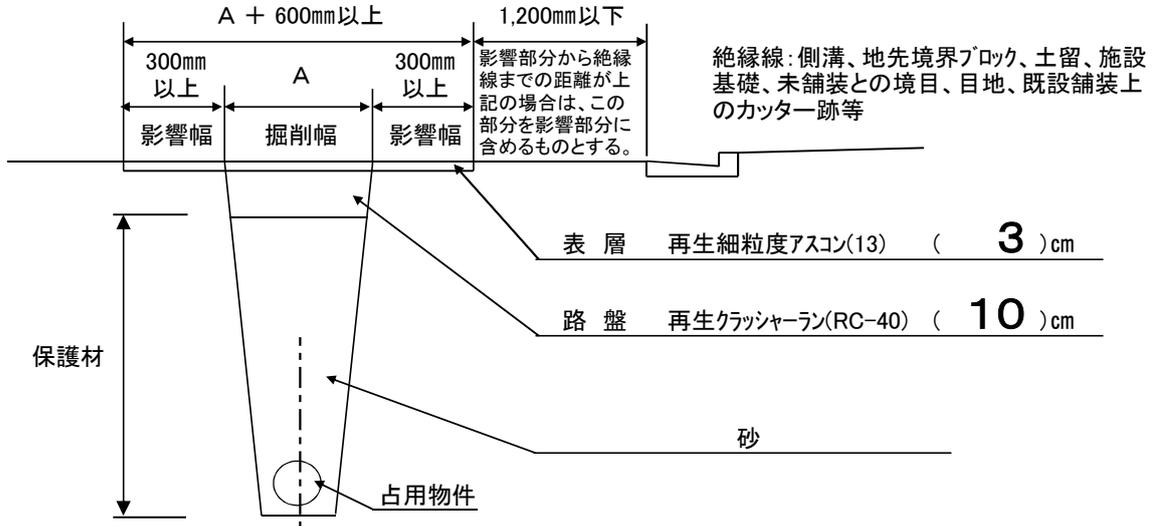
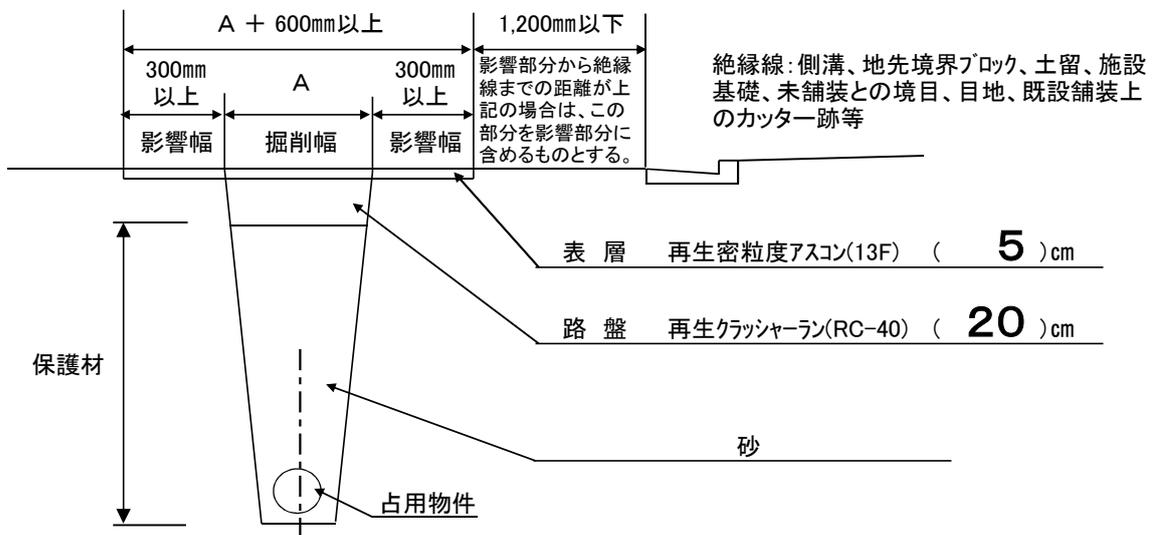


# 道路復旧標準断面図

## 歩道部（一般部）



## 歩道部（車両乗入れ部） ※大型車両乗入れ部を除く



・歩道部の仮舗装を行う場合は、舗装厚を防塵程度として原則3cmとし、除雪期をまたぐまたは半年以上の長期間となる場合は5cmとする。また、路面は著しく平坦性を損なうようなことは無いようにし、本復旧を行うまで良好な路面管理を行うこと。

・条件に疑義がある場合は協議をすること。

※ 歩車道境界ブロック、L型側溝部の復旧に関しては、原則既製品を使用して復旧すること。

※ 既製品を使用しての復旧が困難な場合は事前協議するものとする。

※ 大型車両乗入れ部の復旧については事前協議のうえ施工すること。